

市の措置は不公平

水俣病互助 会の訴訟派 補償処理費で要求

水俣市は水俣病補償処理委員会

の費用として五百万円の予算を組み二十七日の臨時市議会に提案するが、水俣病患者家庭互助会の訴訟派（渡辺榮蔵代表）が「不公平である」として国、市に対して援

助を要求している。

処理委員会の費用は厚生省からの要望によって委員会の運営費用としてあとで国から市に対して特別交付金などで穴埋めするという約束のもとに市が取りあえず予算措置をとろうとしている。

市が予算措置をとるに至った理由は「地元からの要望に応じて設置された処理委員会であり、国が直ちに予算措置がとれないならば委員会の運営に支障をきたすのではないか」ということだった。

しかし、処理委員会は患者家庭九十世帯のうち確約書を提出した六十一世帯の要求に応じて組織された。残る二十九世帯は裁判での

解決を決意し、すでに弁護団（山本茂雄団長）にいつさいを委任している。こうした情勢から訴訟派は先に東京で開かれた総評の第二回公害対策会議に出席したさい、渡辺代表らが厚生省に「訴訟派に対しても援助してほしい」と申し入れた。訴訟派は金額その他具体的要望はまだ決めていないが、近く正式な態度を打ち出す。二十七日の本会議もこれらの点が論議の焦点になりそう。